

# 定 款

2021 年 10 月 1 日制定

株式会社マナック・ケミカル・パートナーズ

# 株式会社マナック・ケミカル・パートナーズ定款

## 第1章 総 則

### (商号)

第1条 当会社は、株式会社マナック・ケミカル・パートナーズと称し、英文ではMANAC Chemical Partners Co., Ltdと記載する。

### (本社の所在地)

第2条 当会社は、本店を東京都中央区に置く。

### (目的)

第3条 当会社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. 各種化学工業薬品及び医薬品の製造並びに販売。
2. 動物用医薬品の製造並びに販売。
3. 動物用医薬品の輸入販売。
4. 前各号に付帯、又は関連する業務。

### (機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

### (公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法で行う。

## 第2章 株 式

### (発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、2,320万株とする。

### (単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

### (株式取扱規程)

第8条 当会社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。

### (株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

(2) 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

(3) 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

## 第3章 株主総会

### (招集)

第10条 当会社の定時株主総会は、毎年4月1日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

### (定時株主総会の基準日)

第11条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

### (招集権者及び議長)

第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、議長となる。

(2) 前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

### (決議の方法)

第13条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(2) 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

### (議決権の代理行使)

第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

(2) 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

### (議事録)

第15条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

(2) 株主総会の議事録は、これを10年間本店に備え置く。

## 第4章 取締役及び監査等委員会

### (定員)

第16条 当会社の取締役（監査等委員である者を除く）は3名以上9名以内とする。

(2) 当会社の監査等委員である取締役は3名以上5名以内とする。

### (選任方法)

第17条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。

(2) 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(3) 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

### (任期)

第18条 監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(2) 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(3) 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員で

ある取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期満了の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第19条 当会社は、取締役会の決議により、監査等委員である取締役以外の取締役の中から、代表取締役を選定する。

(2) 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(3) 取締役会の決議により、顧問及び相談役を若干名置くことができる。

(取締役会の招集通知)

第20条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。但し、緊急に必要があるときは、この期間を短縮することができる。又、取締役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで開催することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、議長となる。

(2) 前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第22条 取締役会は、会社法第399条の13 第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議)

第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(2) 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会の議事録)

第24条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名捺印又は電子署名を行う。

(2) 取締役会の議事録は、これを10年間本店に備え置く。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議により定める。

(取締役の責任免除・責任限定)

第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(2) 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、あらかじめ定めた金額又は法令が規定する金額のいずれか高い額とする。

## 第5章 監査等委員会

(常勤監査等委員)

第28条 監査等委員会は、その決議によって常勤監査等委員若干名を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第29条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までにその通知を発する。但し、緊急に必要があるときは、この期間を短縮することができる。又、監査等委員の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで開催することができる。

(監査等委員会の議事録)

第30条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名捺印又は電子署名を行う。

(2) 監査等委員会の議事録は、これを10年間本店に備え置く。

(監査等委員会規程)

第31条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

## 第6章 会計監査人の責任

(会計監査人との責任限定契約)

第32条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第33条 当会社の事業年度は、4月1日より翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第34条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(期末配当の基準日)

第35条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当の基準日)

第36条 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

(配当金の除斥期間等)

第37条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

(2) 前項の金銭には利息を付けない。

## 附 則

(最初の事業年度)

第1条 当会社の最初の事業年度は、第33条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から2022年3月31日までとする。

(取締役の当初の報酬等)

第2条 第26条の規定にかかわらず、当会社の設立の日から当会社の最初の定時株主総会の時までの期間の当会社の取締役の報酬等の額は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 監査等委員である取締役以外の取締役に対する報酬等の総額（(3)を除く。）

年額160百万円以内（うち社外取締役分8百万円以内）とする。

(2) 監査等委員である取締役に対する報酬等の総額（(3)を除く。）

年額24百万円以内とする。

(3) 取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額

(1) 及び(2)の報酬枠とは別枠で、監査等委員である取締役以外の取締役について年額64百万円以内（うち社外取締役分320万円以内）、監査等委員である取締役については年額960万円以内とする（以下報酬の対象となる取締役を「対象取締役」という。）。この報酬は、マナック株式会社の2019年6月24日開催の第74回定時株主総会において導入が承認可決され、2020年6月23日開催の第75回定時株主総会において報酬額改定が承認可決された、譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬と同様の内容の報酬である。

また、監査等委員である取締役以外の取締役については譲渡制限付株式の総数6万株（うち社外取締役3千株）を、監査等委員である取締役については譲渡制限付株式の総数1万株を、それぞれ各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

（但し、当会社の普通株式の株式分割（当会社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。）

なお、対象取締役は、当会社の取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付することで当会社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受けた取締役に特に有利とならない範囲で当会社取締役会において決定する。

これによる当会社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当会社と対象取締役との間で、概要として、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとする。

- ① 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当会社株式（以下「本割当株式」という。）について、3年以上で当会社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下「譲渡制限」という。）。
- ② 当会社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当会社の定時株主総会の開催日の前日までに当会社の取締役を退任した場合には、当会社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。
- ③ 当会社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当会社の定時株主総会の開催日まで継続して、当会社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。但し、当該取締役が、当会社取締役会が正当と認める

理由により、譲渡制限期間が満了する前に当会社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

- ④ 本割当株式のうち、上記①の譲渡制限期間が満了した時点において上記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当会社はこれを当然に無償で取得する。
- ⑤ 当会社は、譲渡制限期間中に、当会社が消滅会社となる合併契約、当会社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当会社の株主総会（但し、当該組織再編等について当会社の株主総会による承認を要さない場合においては、当会社取締役会）で承認された場合であって、当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が当会社の取締役を退任することとなるときには、当会社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。この場合には、当会社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点（上記の定めに基づく譲渡制限の解除が生じない場合には、当会社取締役会が合理的に定める当該組織再編等の効力発生日に先立つ時点）において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（附則の削除）

第3条 本附則は、当会社の最初の定時株主総会の終結の時をもって自動的に削除するものとする。

以上